

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成28年7月28日(木) 13時30分～16時40分
■場 所	TKPガーデンシティ仙台勾当台 カンファレンス2（仙台パークビル3階）
■出席委員	持田委員、永幡委員、大熊委員、菊池委員、西條委員、丸尾委員、山口委員 山崎委員
■欠席委員	遠藤委員、風間委員、廣田委員、松木委員、松八重委員、山田委員、 横山委員
■事務局	佐藤環境部長、杉山企画調整係長（環境企画課長代理）、相田環境対策課長、 樋口環境共生課長、環境調整係
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画に係る環境影響評価準備書について (諮問第51号)</li> <li>・ヨドバシ仙台第1ビル計画に係る環境影響評価準備書について (諮問第52号)</li> <li>・雨宮キャンパス跡地利用計画に係る環境影響評価方法書について (諮問第50号)</li> <li>・仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価方法書（事業内容変更に 伴う再手続版）について（諮問第53号）</li> </ul>
■報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価に係る事後調査報告書 (第2回) (案) について</li> <li>・仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価に係る事後調査報告書 (工事中その3) (案) について</li> <li>・仙台医療センター建替等整備計画に係る事業計画の変更について</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者1 (仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画 事業者</li> <li>・事業者2 ヨドバシ仙台第1ビル計画 事業者</li> <li>・事業者3 雨宮キャンパス跡地利用計画 事業者</li> <li>・事業者4 仙台貨物ターミナル駅移転計画 事業者</li> <li>・事業者5 仙台市荒井南土地区画整理事業 事業者</li> <li>・事業者6 仙台市荒井西土地区画整理事業 事業者</li> <li>・事業者7 仙台医療センター建替等整備計画 事業者</li> </ul>
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
持田会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p>

	<p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→（各委員了承）</p> <p>議事録署名 山口委員に依頼</p> <p>→（山口委員了承）</p>
(審議 1) 持田会長	<p>それでは審議に入る。</p> <p>審議事項 1 の（仮称）泉パークタウン第 6 住区開発計画環境影響評価準備書について、前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ね、その後、答申案について議論する。</p> <p>まずは前回以降の指摘事項等についての事業者より説明をお願いする。</p> <p>(資料 1－1 について説明)</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。</p> <p>意見ではなくコメントだが、資料 1－1 の 2 ページで、前回私が申し上げた意見を踏まえて非常に良い考え方を示していただいた。ぜひこれをできるところから実行していただき、三菱地所のフラッグシップを目指していただけるとありがたい。</p> <p>細かい点だが、文章として若干気になるところがある。「第 6 住区に導入することを検討し」だから、検討しかしないように読める。さらに「第 1 住区から第 5 住区へ展開する」となっており、文章の整合性がよくない。書いてある内容や言わんとすることは賛同できるが、もう少し整理して、より伝わる文章に変えていただけたとしても良いと思う。</p>
事業者 1 持田会長 大熊委員	<p>改めて考え方させていただく。</p> <p>検討しかしないことを展開というのはおかしいと。</p> <p>検討して、その中でうまくいったものを第 1 住区から第 5 住区へ展開するという話だろうと思う。</p>
事業者 1 永幡委員	<p>そのとおりである。</p> <p>なので、全てを展開するわけではないということも言いたいのだとは思う。いろいろな選択肢をもって検討するという考えだ。</p>
事業者 1 持田会長	<p>第 6 住区で検討して導入できなかったことでも、第 1 住区から第 5 住区ではできることもあるかもしれない。</p>
事業者 1 持田会長	<p>ご意見を踏まえて、文章を検討したい。</p> <p>よろしいか。それでは、続いて答申案についての審議に移りたいと思う。</p> <p>ここで、事業者の方はご退出願う。</p>
事務局 持田会長	<p>(資料 1－2 について説明)</p> <p>ただいまのご説明に対して委員の皆様からのご質問、ご意見をお願いする。</p>

山口委員	個別事項（6）の土壤環境に関する意見は、私が切土の流れ盤構造について質問したものだと思う。資料1－1の事業者の説明内容で納得はしたが、このように答申に記載するということは、このような説明内容を評価書に載せなさいという意味なのか、もしくは、これではだめだからもっと詳しく調べなさいということなのか。
事務局	おっしゃるとおり、山口委員のご質問に対する回答として審査会の資料の中で示したものと評価書にきちんと載せなさいという意味である。
山口委員	理解した。
永幡委員	確認だが、個別事項（5）の水環境に関する意見で、「本事業による地下水への影響を低減するための環境保全措置として、対象事業計画地周辺の井戸の利用状況等についてヒアリングを実施し、必要に応じて適切な対策を講じることとしているが」までは特に疑義はないが、その後「井戸には災害発生時の身近な水源としての役割が期待されていることから、普段の利用状況に限らず、災害時の利用の可能性も考慮しながらヒアリングを実施するとともに」というのは、災害時にはどうしますかと聞いてくださいという意味なのか。
事務局	この件は、山田委員からのご意見に基づくものである。例えば、普段は全く井戸を使用していないても、災害発生時には使える状態にしている家庭も想定されることから、「普段使ってますか」という聞き方をしないようにというご意見を踏まえて、このような形でまとめたものである。
永幡委員	了解した。ここで「ヒアリング結果に基づく具体的な対策を環境影響評価書に記載するように求めるべきである」というのは、何が何でも具体的な対策をしろという意見なのか。
事務局	前段で「必要に応じて適切な対策を講じることとしているが」というところにあるとおり、準備書では具体的な対策内容が記載されていないという点についても山田委員からご指摘いただいたので、ヒアリング結果をもとに具体的に示しなさいということをまとめている。
永幡委員	いろいろ聞き取りをした結果、対策は必要ないとなることはあり得ないか。それはもちろんあり得る。
事務局	そのような場合、ここに「具体的な対策を」という書き方をしてしまうと、どうしたら良いのかという話にはならないか。
永幡委員	「ヒアリング結果に基づく」なので、まずヒアリング結果がどういうものを評価書にきちんと示していただき、ヒアリング結果、対策が必要ないと判断されるのも一つの結果と考える。
事務局	「ヒアリング結果に基づく」というところがむしろひつかかる気がする。今の議論だと、「ヒアリングの結果をきちんと評価書に示しなさい」という意

	見のほうが大事なのではないか。
持田会長	ヒアリングの結果を評価書に示しなさいという意見があつて、それに基づいて必要と判断したら、きちんと具体的な対策を記載しなさいという2段構えということか。
永幡委員	そのほうが良いと思う。
持田会長	ほかに。それでは、最終的な文面等の調整については私と永幡副会長にお任せいただくことによろしいか。
(審議2)	→(各委員了承)
持田会長	次に、審議事項2のヨドバシ仙台第1ビル計画環境影響評価準備書について、前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ね、その後、答申案について議論する。
事業者2	まずは前回以降の指摘事項等についての事業者より説明をお願いする。
持田会長	(資料2-1, 2-2について説明) ただいまのご説明に対して委員の皆様からのご質問、ご意見をお願いする。
持田会長	風害の件については、今回は資料2-2でガイドラインの項目ごとに予測の設定条件を詳しく出していただき、内容を確認してみて問題はなかった。しかし、一度指摘して、その回答が間違っていて、もう一度指摘して、やつと正しい回答が出てきたというプロセスを踏まえれば、本当に今回出していた設定どおりに計算されているのかと不安に思う。本案件は仙台駅前のビルであるため、もし後で何か問題が発生して予測結果を見直すということになったときに、間違いがあっては非常に大きな問題になるので、よくご確認いただきたい。また、今後他の案件でも資料2-2のような一覧表を出していただるべきと思った。
事務局	ほかには何か。
持田会長	それでは、続いて答申案についての審議に移りたいと思う。ここで、事業者の方はご退出願う。
永幡委員	(資料2-3について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。
事務局	細かい点で申しわけないが、資料2-3答申案の個別事項(6)の廃棄物等について、文頭に「余剰汚泥発生量の予測について」とあるのに対し、「実際の処理方式に適した予測条件を設定するとともに」というのは、まさしく予測に関する内容なので問題ないが、その後の「可能な限り余剰汚泥の発生の抑制に努めるよう求めるべきである」は予測に関する話ではない。文章を分けたほうがよいのではないか。
	ご意見のとおり、「設定するよう求めるべきである。また、」という形で文

	章を2つに分けたい。
大熊委員	資料2－3答申案の全体事項の文章の最後に「配慮事項を確実に取り組むよう求めるべき」とあるが、「配慮事項を確実に実施する」、あるいは「配慮事項に確実に取り組む」が文章として正しいのではないか。
事務局	了解した。
持田会長	ほかに。それでは、最終的な文面等の調整については私と永幡副会長にお任せいただくことによろしいか。
(審議3)	→(各委員了承)
持田会長	次に、審議事項3の雨宮キャンパス跡地利用計画環境影響評価方法書について、前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ね、その後、答申案について議論する。
事業者3	まずは前回以降の指摘事項等についての事業者より説明をお願いする。
事業者3	本審査会において多くのご意見をいただいた既存樹木の取り扱いについて、現在、雨宮キャンパス全体の樹木について調査中である。今後、調査結果を踏まえ、東北大学とも情報共有しながら大学側のご要望にも配慮しつつ可能な限りの保全・活用を検討していきたいと考えている。また、その検討結果については伐採前に審査会の場でご報告させていただく予定である。
持田会長	(資料3－1について説明)
山崎委員	ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。
事業者3	資料3－1の3ページ、4番の第2回審査会後の文書による指摘事項のところで、「計画地周辺の学校への影響を確認するため」というのは重要な指摘である。その対応方針として、愛宕上杉通りのうち車両台数が最も多い地点で調査を実施するので調査地点の追加は行わないということだ。交通量が一番多いところを見るのはもちろん重要だが、学校という配慮が必要な場所にどう影響があるかを見る必要もあるのではないか。
事業者3	資料3－1の24ページをご覧いただきたい。ご指摘の学校の前は計画地右側の丸で、地点1はその下の丸で示している。現況交通量は地点1が25,400台程度に対して、学校前が23,800台程度ということで5%ほどの差がある。また、赤及び青の数字は発生集中交通量であり、地点1は3,600台程度、学校前では3,700台程度である。つまり、交通量が多いのは地点1のほうである。ただし、施設の稼働に伴う騒音との重ね合わせも考えており、学校前に比べて大きい地点1の車両からの騒音レベルと計画地から発生する騒音レベルを合成した上で、最大値となる箇所を計算で求めていく。全く無視しているのではなく、ご意見は十分加味してやっていきたいと考えている。

山崎委員	おっしゃることはわかるが、学校という場所は特に配慮が必要なので、そこでどうなっているかということを予測することが重要ではないか。
事業者3	おっしゃるとおりだが、愛宕上杉通りそのものの交通影響をどうしていくかということで考えており、まずは最大値のところで考えていきたい。それを踏まえて、施設の稼働による影響については、センター図で予測するが、それと愛宕上杉通りの交通影響の重ね合わせを行うので、むしろ大きい値が出てくるのではないかと認識している。
西條委員	調査・予測地点の追加お願いをしたのは私だ。確かに現状の愛宕上杉通りというのは渋滞が激しい。地点1でも、その北側の通りでも同じような状況だと思うが、さらに計画地の北東側で車両の出入りが増える。まずは現状を調べていただき、現状調査を踏まえて供用後の数字が出てくるのではないかと思ってここも調査地点にしてほしいということだったが、地点1からそれが推測されるという判断か。
事業者3	そのとおりである。しかも大き目出てくるだろうと考えている。
永幡委員	供用後のセンターを描くなら、結論的には多分問題ないと思う。
山崎委員	関連して資料3-1の24ページについて、来店車と退店車の動線を示していただいたが、この数字はどうやって出したものか。
事業者3	方法書の要約書にも示しているが、現在想定している床面積をもとに発生集中交通量を出して、各方面別の割合等を関係機関と調整した上で、動線と発生量を設定している。
山崎委員	やや細かいことになるが、計画地の南西側に出入り口があって、そこから南側に2,508台という赤い動線が示されているが、これはこの計画地から直進で退店することを想定しているのか。
事業者3	そのとおりである。
山崎委員	この道は、片側一車線の細い道だと思うが、ここをかなりの車が通ることに問題はないのか。
事業者3	ご指摘の点は事前に道路管理者・交通管理者と協議している。計画地の南西側の出口から、西側に帰っていく車が南下していくというルート設定である。西側に帰る車の先には歩道のないスクールゾーンがあり、そこは動線設定することは避けたほうがいいということがあり、それに対し、ご指摘の南下するルートは確かに片側一車線だが歩車道は分離されており、安全性も踏まえたルートということで、このようなルートを設定した。
持田会長	計画地の南側は元々ボーリング場だったが、今は更地になっている。あそこにもし何か大きな開発事業が持ち上がると2,508台にさらなる交通量が上積みされる。それは次の段階の話かもしれないが、目の前の更地がそのままのはずはないので、将来ひどいことにならないよう少し考えていただき

	たい。ほかには。
永幡委員	騒音について、商業放送の拡声器に関する基準が抜けているが、屋外にスピーカーをつける予定はないのか。
事業者3	基本的にはつけない。
持田会長	資料3-1の2ページで、私の意見に対して対応方針をきちんと示していただき感謝している。その後、関係する方から私にいろいろとお話をあったが、樹木だけではなく旧制二高の守衛所の話を気にされている方もおり、いろいろな方がいろいろなことを心配されているようなので、その辺も含めて現有者の東北大とよくご相談いただきたい。
	元々の案は、更地引き渡しということで、今ある縁は気にしない計画であったが、今度は、既存樹木の状況を確認いただいて、それを踏まえてプランニングに調整が加わると考えている。考え方を変えていただいたと理解しているが、その結果、前の案にはなかった価値が加わる計画になることを期待している。
西條委員	守衛所の話が出たので、ここでお答えできるかはわからないが、その辺も加味した形で現状調査ということになるのか。
事業者3	先ほどお話をあった守衛所のほかに記念碑的なものもキャンパス内には幾つかあるという話を東北大から伺っている。樹木についても、極力、中のほうで移設等しながら残していく方針であるが、それらについても合わせて、残せるもの、残したほうがいいものもあるかと思うので、同じ場所になるのか、敷地内のどこになるかまだ決まっていないが、東北大と情報共有しながらすり合わせていきたい。
持田会長	ほかによろしいか。それでは、続いて答申案についての審議に移りたいと思う。ここで、事業者の方はご退出願う。
事務局	(資料3-2について説明)
持田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。
持田会長	全体事項(2)の既存樹木の保全・活用について、東北大と協議するように入れる必要はないか。事業者の方でも東北大と協議すると言っているので、わざわざ入れなくてもよろしいか。
事務局	東北大と協議することというご意見は、既存樹木を保全・活用するにあたっての当然の前提であると考えているので、入れないこととしたいがいかがか。
持田会長	病院施設及び住宅施設の事業者と調整に努め、ということが入っているのであれば、現有者である東北大とも調整、協議に努めるというのも必要ではないか。
事務局	これまでご説明したとおり、病院施設及び住宅施設というのは今回の環境

	アセスメントの対象とはなっていないが、そうは言っても調整には努めなさいということで入れている。東北大学との協議というのとは位置づけが異なると思う。
持田会長	そういうことが答申に書いてあったほうが大学の対応もしっかりするかなと考えた。
西條委員	樹木だけではなく、先ほども記念碑的なものも幾つかあると言っていたので、そういうものも含めたほうが良いのではないか。
事務局	確かに記念碑的なものも重要ではあるが、環境アセスメントという範囲からは若干外れているのではないか。
持田会長	歴史的景観という観点はないのか。
事務局	何らかの史跡のようなものであれば景観資源ということで捉えることはできると思うが、大学の中の記念碑となると若干難しいのではないか。
西條委員	個別事項（4）の景観、自然との触れ合いの場の中には入れられないか。地域住民に親しまれているものではないのだろうか。
持田会長	雨宮キャンパスの門の横の守衛所は、アセスでいう文化的景観資源とは違うだろうか。この前、奈良女子大に行ったら、古くて立派な校舎が残っていて、それが観光資源になっていた。
西條委員	保存するには補修が大変だという話も聞こえてくるが、残すことができれば、後々観光資源の一つにはなりそうだ。
事務局	方法書の3.1-105ページに事業者が文献調査で抽出した文化的景観資源が記載されている。大崎八幡宮の社殿といった、いわゆる一般的な史跡などが文化的景観資源とされている。
持田会長	記念碑、退職教授が植えた木を残すということは、歴史的な意味で大事なのではないか。
事務局	環境アセスメントの答申に入れるかという話と少し違うと思う。ただし、先ほど、事業者もそこの部分も含めて東北大学と協議すると答えており、そのことはきちんと議事録にも残る。
持田会長	個別事項（4）の景観、自然と触れ合いの場に「現状の雨宮キャンパスは、市街地における緑豊かな歴史的な景観」と、そういう言葉を入れることはできないか。
永幡委員	以前、居久根について議論をすることを踏まえれば、歴史的な建物あるいは記念碑について環境アセスの中で考えることは問題ないのではないか。「歴史的」と一言入れるのは、事業者にとってひどい足かせにはならないし、でもきちんと考えてもらうことにもなる。落としどころとしては良いような気がする。
事務局	それでは、個別事項（4）の景観、自然と触れ合いの場に「市街地における緑豊かな歴史的な景観」と、そういう言葉を入れることはできないか。

	る緑豊かな歴史的景観」という形で入れさせていただくことでいかがか。具体的な内容は議事録で出てくるので、事業者にも十分伝わっていることと思う。
山口委員	先ほどの話に戻るが、東北大学の名前を入れたほうが良いのではないかという会長の意見に私は賛成である。東北大学が長い間ここにいて、これまでいろいろやってきた歴史があるので、その歴史を売って「後は知らない」では無責任かなと思う。売却した後でも東北大学は考えていることを示す意味で名前を入れたほうが東北大学にとってもいい気がする。
事務局	既存樹木の保全・活用にあたって事業者が協議する相手方が東北大学であることは自明である。また、先ほど事業者も、今後東北大学としっかり打ち合わせして、調整していくと明言もしている。ここにあえて東北大学と明示することは、全体のバランスからみてもなかなか難しいと考えている。
持田会長	確かに全体のバランスもあると思う。いろいろなところできちんと東北大学と協議するということが強調されていれば良い。
山崎委員	答申案についての意見ではないが、今回の案件に関しては、全体の進め方の議論に時間を大分費やした。他の案件に比べると、細部に関する議論が少なかった気がする。
事務局	おっしゃる部分もあるが、本案件については、例えば建物の平面的配置などが具体的に示されていない。そういうところが準備書で明らかにされてくると思われる所以、今後細部についてご議論いただきたいと考える。
山崎委員	準備書でしっかりと議論させてもらえばいいかと思う。
永幡委員	個別事項の（1）大気環境で、学校に対する影響を把握するための調査・予測地点の追加を検討するようにという意見が残っている。先ほど事業者から対応しないとの説明があったが、どうするか。
事務局	なぜあえて南側の地点を選んだのかという先ほどの事業者からの説明は、方法書の中では示されていない。検討するようにという意見があれば、なぜ南側の地点を選んだのかという説明がきちんと準備書に記載される。そして、永幡委員がおっしゃったように、複合影響を予測する際に、学校について考慮しなさいという意見にもなるので、このままとしたい。
永幡委員	了解した。
持田会長	ほかに。それでは、最終的な文面等の調整については私と永幡副会長にお任せいただくことでよろしいか。
(審議4)	→(各委員了承)
持田会長	次に、審議事項4の仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価方書（事業内容変更に伴う再手続版）について、事務局から説明をお願いす

	る。
事務局	<p>本案件については、環境影響評価手続の再実施に関する届出が6月23日付で事業者から提出された。また、環境影響評価方法書及び要約書が6月29日付で提出され、7月4日から1ヶ月縦覧を行っている。説明会は7月12日に開催された。なお、意見書の提出期間は8月17日までとなっており、意見書の有無及び内容については、次回の審査会でご報告する。</p> <p>また、本案件は、方法書全体について一度ご審議頂いているので、本日を含め2回の審議で答申をいただくことを予定している。方法書の内容については、事業者から説明をお願いする。</p>
事業者4 持田会長 西條委員	<p>(別冊資料4について説明)</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。</p> <p>方法書の要約書4ページの施設配置図を見ると、国道4号を挟んで左側に仙台総合鉄道部がある。ここを通過して貨物ヤードに入ってくるというルートになっているが、仙台総合鉄道部はどのような役割なのか。</p>
事業者4	<p>仙台総合鉄道部は、機関車の車庫の役割をしている。弊社の機関車でE H 500という金太郎のマークがついた機関車があるが、東京から青森までの区間を運用している。この仙台総合鉄道部は、その機関車の主要な基地になっており、ここで修理や検査を行っている。</p>
西條委員	<p>この仙台総合鉄道部は、ターミナル駅の移転後もそのまま残るのか。</p>
事業者4 持田会長 事業者4	<p>機能はそのまま残る。</p> <p>仙台総合鉄道部の場所がよくわからない。</p>
持田会長	<p>次の5ページの図で言えば、計画地の南西側の新幹線と分かれるところに挟まれるように施設があると思うが、こちらである。方法書の1-4ページの拡大した空中写真で言えば、左下の屋根と線路が見えているところである。</p>
事業者4 持田会長	<p>この黒っぽいピンクの屋根のところだ。</p>
事業者4	<p>そうである。</p> <p>前方法書に比べて計画地が南西側に少し拡大されたことに伴い、例えば、要約書の20ページにあるとおり、水質に関しては、調査地点5番が追加された。これに対し、計画地が拡大したことに伴い、騒音の調査地点を追加する必要はないのか。</p>
持田会長	<p>水質の調査地点5番の南側には、配慮すべき住居等が確認できなかったので対象とはしなかった。</p>
事業者4 持田会長	<p>計画地の北西側は田んぼであるが、計画地が拡大された側、つまり、国道4号を越えた北西側は、田んぼではなく住宅地ではないのか。</p>
事業者4	<p>重機の稼働等による影響の予測については、コンター図を出力する。</p>
持田会長	<p>コンターで予測すれば問題ないのか。</p>

事業者4	そのとおりと考える。工事用車両に関する調査・予測地点については、要約書16ページに示すとおりである。
持田会長	工事用車両ではなく、鉄道騒音などこの場所で供用されることによる影響は考えているのか。
事業者4	考えている。
持田会長	供用時の施設稼働に係る調査地点と道路交通騒音に係る調査地点が兼ねられているということか。道路交通騒音しか考えていないように見えるが、ここは鉄道騒音を測る調査地点にもなっていると。
事業者4	供用後に計画地の中を列車やフォークリフト等が走行することに伴い発生する騒音レベルは、センター図で表すことを考えている。
持田会長	要約書16ページに示されたとおり、計画地の中のA点と道路上の6地点で騒音・振動を測定し、センターで予測すれば大丈夫という考えなのか。
事業者4	そうである。
持田会長	A点の北西側は田んぼであるのに対し、計画地が拡大された国道4号より南側の北西側は建築物が見られる。センターで表すというのは内挿関数で内挿するということだと思うが、田んぼだろうと建物があろうと、同じ扱いで十分だと、そういう考え方か。
事業者4	国道4号を挟んでいるが、東北本線より東側は、主に水田とか耕作地という認識で捉えている。
持田会長	東北本線より西側について言っている。計画地が拡大された国道4号より南側の北西側は、田んぼではなく、建築物が見られる。カー用品店等があるのではないか。
事業者4	カー用品店があるのは利府街道沿いであり、東北本線を挟んで左上側になるので、そこは想定していない。
持田会長	カー用品店の周りは住宅地ではないのか。
事業者4	東北本線を挟んで確かに住宅地がある。
持田会長	その辺がきわどい場所だと思うが、それは計画地内のA点と、道路上の調査地点1の2地点で測定して、センターで内挿すれば大丈夫だということか。
事業者4	国道4号がなければ、田んぼや畑が連続しているという認識であり、地点Aが代表する地点ということで測定している。
持田会長	今回新たに計画地に追加された国道4号より南西側のエリアと従前からの計画地では、北西側の隣地の状況が建物と田んぼで全然違うと思う。事業者は余りその点を気にされていないようだが、それは大丈夫なのか。
事務局	議論を一度整理させていただきたい。持田会長がおっしゃっている騒音の調査地点という話と、事業者の回答のセンターで予測するという話がかみ合っていないと思う。計画地内の地点Aは環境騒音の調査地点であるが、持田

	会長は、それだけでは不十分だというご指摘か。
持田会長	騒音源となる貨物駅からの周辺地域への影響を測る地点として、道路沿道が位置づけられている。A点は騒音源の場所の調査地点という意味なのか。
事務局	ここで言う調査地点は、あくまでも事業が始まる前の現況騒音を測る地点である。ご意見は、予測地点のことか。
持田会長	そうである。道路騒音ではなく、列車走行に伴う騒音について聞いている。
事務局	供用後の話は、当然事後調査があるが、まずその前に事業による影響をどういう地点で予測するかという議論があるべきである。事業者は、列車走行に伴う騒音影響については平面センターで予測するので、現時点ではあえて特定の予測地点は設けていないという回答だと思う。
持田会長	理解した。供用後の列車走行に伴う騒音影響の予測は、何点かの測定結果を使って予測するかと思ったが、そうではなく、計算だけやるということか。
事務局	その点は改めて事業者から説明願いたい。測定した現況の騒音レベルを予測に用いるのか、あるいは積み上げで計算していくのか、回答をお願いする。
事業者 4	供用後の列車走行に伴う騒音影響を予測する際には、現況の騒音レベルの測定結果は使わない。あくまでも予測値だけで重ね合わせていくような形で計算する。
事務局	つまり、鉄道の音源のパワーレベルを文献等から引用して、それを基に理論式で計算し、平面センター図で表すということでおろしいか。
事業者 4	そのとおりである。
永幡委員	最終的には、予測結果は重ね合わせを行うということでよいか。
事業者 4	そのとおりである。
永幡委員	それもきちんとセンター図で表すのか。
事業者 4	センター図と道路交通騒音との重ね合わせは点になると思うが、重ね合わせは行う。
永幡委員	自動車騒音、鉄道騒音、重機稼働の騒音について、これらの一一番大きい騒音レベル同士を足し合わせて、最大でどれくらいの騒音レベルになるか、というところまで予測するということか。
事業者 4	そのとおりである。
持田会長	それでは、この調査地点での測定結果は何に使うか。供用後の騒音レベルを予測する際に、この測定結果が使われるのか。
事業者 4	予測に直接関係はない。現況の騒音レベルを測定するものである。
持田会長	予測の評価にも使わないのか。
事業者 4	まだそこまでの想定はしていないが、現況の騒音レベルと比較して評価するのであれば使うこともあると思う。
持田会長	調査結果は、予測結果の検証のために用いられると思った。その際に、こ

	の田んぼの真ん中の地点Aの測定結果では、市街地への影響を検証するには適さないだろうと思った。供用後の測定はしないのか。
事業者4 持田会長	事後調査は、予測結果に基づいて実施する予定である。 それでは、私の質問は、「事後調査の際には、市街地の中にも調査地点を設定して、予測が正しいかどうかを確認する必要があるのではないか」ということだ。
事業者4 山崎委員	センター図で予測した結果、大きい値であるとか、予想し得ない場所が出たら、そこを事後調査の調査地点として、検証していくかなくてはいけないと考えている。 南東側からの関連車両の進入路が決まり、そこに調査・予測地点6番が新しく設けられた。一方、一部の工事用車両の退出路として計画地の南西側から南に下りて国道4号に入るルートもあるが、そちらは特段、調査・予測地点を設ける必要はないのか。
事業者4 山崎委員	ご指摘の一部の工事用車両の退出路については、南下してから東に曲がる角はパチンコ屋であり、保全すべき対象ではないと認識している。また、この退出路を利用する車両台数もごくわずかであることから、調査・予測地点は設けていない。 今回新たに追加された調査・予測地点6番の田子の辺は、住宅地があり、また、交通量も多くなるおそれがあるということか。
事業者4 山崎委員	おっしゃるとおりである。また、ここには復興公営住宅ができたので、それも含めて対応していきたいと考えて追加した。
事業者4 山崎委員	もう1点、今回の計画で調整池が示されているが、これは以前の計画になかったと思う。何か水の流れが変わるということなのか。
事業者4 山崎委員	前方法書では図面上では示しておらず、文書で調整池の設置を予定していると記載していた。
事業者4 永幡委員	具体的な場所が未定だったということか。 今回、設置場所が明らかになったということでご理解いただきたい。 先ほどの騒音の件に話が戻るが、環境影響評価には、基準値や規制値と比べてそれを超えていないかということを審査する要素はもちろんあるが、一方で、環境影響評価は住民に公開しており、環境コミュニケーションという観点もあると思う。基準値等との整合性を考えるだけであれば、センター図を示すだけで問題はないと思うが、現況がどれくらいの騒音レベルで、それが事業によってどれくらい上がるか、あるいは変わらないのかがわかる資料がないと、住民はそれを受け入れるか、受け入れないかというのは判断しにくい。つまり、新たに計画地が拡大した側に住宅があるのならば、そこで現況の騒音レベルを測定し、その結果とセンターの予測結果を比べて、事業に

	<p>よって大体これぐらい騒音レベルが変わるということを示しておくことにこしたことはないと思う。</p>
事業者 4 西條委員	<p>検討させていただく。</p> <p>確認だが、交通量調査に関する項目はあったのか。</p>
事業者 4 西條委員	<p>要約書 14 ページに示すとおり、騒音に係る調査として交通量調査を行う。了解した。</p>
持田会長	<p>ほかにあるか。</p> <p>それでは、追加の質問、ご意見などあれば後ほど事務局に提出をお願いする。なお、次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論したいと考えている。</p>
(報告 1) 持田会長	<p>【次第 4 報告】</p> <p>次に報告に入る。</p> <p>仙台市荒井南土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書（第2回）（案）について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市荒井南土地区画整理事業については、平成 24 年 10 月 31 日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響に関する事後調査報告書（第2回）の案について事業者より報告する。</p>
事業者 5 持田会長 山口委員	<p>（資料 5 について説明）</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p> <p>地盤沈下の話で、資料 5 の 99 ページの上のほうに「予測地点と事後調査地点は正確には同じ地点ではないが、同じ数字の地点はほぼ同様の地盤特性を持つ地点として選定してある」とある。例えば同資料 93 ページの図の中に予測地点が示していれば、調査地点とほぼ同じだというようなことが分かるが、ここには予測地点は示されていない。例えば、大体半径 1 m 以内とか 2 m 以内のところを選んであるとか、そういうことは言えるのか。それとも全く別なところで土質特性は同じところを選んだのか、教えてもらいたい。</p>
事業者 5 山崎委員	<p>ボーリング調査をした孔口と今回の沈下の測定地点との関係だが、具体的な位置関係は今この場でお答えできない。ご指摘のとおり分かるように記載をさせていただきたい。</p> <p>粉塵等の対策として防塵シートを設置したことだ。42 ページに緑色で防塵シートの設置箇所が示してあるが、ちょうど七郷中学校のところは設置されていないようだが何か理由があるのか。</p>
事業者 5	<p>防塵シートは、近隣の戸建て住宅が隣接している部分に設置していた。中学校については、事業地に面しているのは校舎ではなく、グラウンドであるため、設置をしなかった。</p>

永幡委員	43ページには騒音に関する環境保全措置として、重機等の集中稼働を行わないように工事を平準化したとある。一方で、83ページでは稼働台数が予想より上回ったとあり、矛盾しているようにも読めてしまう。
事業者5	極力工事を平準化するように努めたが、雨水の最終流末である霞目雨水幹線への放流口の構造物に穴をあけて鉄筋を補強するという工事の協議に、管理者である仙台市と大分時間がかかってしまい、その工事がこの時期ではないとできなかった。当初から計画していた造成工事とその工事が重なり、重機の稼働が一時的に増えてしまった。工事を平準化するように計画したが、ここだけはどうしても計画どおりいかなかったところである。
永幡委員	そこまで原因がわかっているのであれば、きちんと記載していただきたい。
事業者5	83ページでは雨水排水流末工事を同時進行したためと簡単にしか記載していない。きちんと加筆する。
丸尾委員	大気について、76～77ページを見ると、二酸化窒素においては予測結果と調査結果が比較されているが、浮遊粒子状物質（SPM）に関しては比較されていない。
	また、75ページに、SPMが高くなったのは校庭が近いためその砂塵の巻き上げの可能性も考えられると書いてあるが、工事を行う前の測定結果とも比較して、工事による影響はどうだったのかと確認した方がよいと思う。
事業者5	ご意見を参考にしたい。
持田会長	ほかに、よろしいか。それでは、この件については以上とする。
	本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようご配慮をお願いする。
(報告2)	
持田会長	次に、仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価に係る事後調査報告書（工事中その3）（案）について、事務局から説明をお願いする。
事務局	仙台市荒井西土地区画整理事業については、平成24年10月31日に評価書の公告を行った。
	今回は工事中の環境影響に関する事後調査報告書（工事中その3）の案について事業者より報告する。
事業者6	（資料6について説明）
持田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
永幡委員	騒音の結果で、 $L_{Aeq}$ のほうが $L_{A5}$ より大きな値になっているところが随分見受けられるが、おかしくないか。一般論として考えると、平均値と上から5%のところを比べたときに、上から5%のほうが低い値となれば相当変なことが起こらないとそんな結果にならないと思うが。
事業者6	以前もご指摘を受けたことがあったと記憶している。この地域の暗騒音が

	非常に小さいため、工事中の突発的な音に、 $L_{Aeq}$ が引っ張られて高くなってしまうのではないかと思う。データはもう一度精査したいが、恐らくそれが原因だと考える。
持田会長	突発的な工事音が問題を起こしている可能性がある。データを一個一個見ていく等、確認する方法はあるのか。
事業者 6	データを一個一個見ていくことは可能だが、その音がどの場所でどの機械から出た音かは検証できない。定性的に恐らくそういうことだろうという確認にとどまると思う。
持田会長	資料 6 の VI-9-3 ページで、梅ノ木地区の居久根の伐採状況等が写真で示されている。居久根の伐採については既に審査会で報告済みであり、ここで再度議論する話しではないが、荒井南でも居久根がなくなり、そこに生息する動物がいなくなつたことが報告されており、何もなくなったのはやはり非常に残念だと思った。
(報告 3)	ほかに何か。それではこの件については以上とする。
持田会長	本日の質問、意見を事後調査報告書作成にできる限り反映させるように、ご配慮をお願いする。
事務局	次に、仙台医療センター建替等整備計画に係る事業計画の変更について、事務局から説明をお願いする。
事業者 7	仙台医療センター建替等整備計画は、平成 27 年 2 月 4 日に評価書の公告を行った。今回は評価書公告以降の事業計画の変更について事業者より報告する。
持田会長	(資料 7 について説明)
持田会長	それでは、委員の皆様からご意見、ご質問、よろしくお願いする。
	伐採するものの、新しく植えるということなので、環境への影響は確かにほとんどない。しかし、当初移植を計画した樹木の 4 分の 3 を伐採するとはどうかと思う。当時の審査会で一生懸命議論したのに、施工業者が決まり施工計画が決まり、その結果 4 分の 3 はできませんと言われたら、むなしい。施工業者を変えたら 4 分の 3 を守られたのか。
事業者 7	厳しいと思う。ただし、移植に関して言うとそうなってしまうが、保存するとしたものは、変わらず保存する方針なので、全体から見れば 4 分の 3 ではない。
持田会長	伐採しても新しく植えればいいのか、が一つの論点である。それは居久根の議論と共通する。樹木を単に二酸化炭素を吸う装置と思えば、新しく植えてしまえば問題ないが、歴史的な背景やこれまでみんなが親しんできたものということを考えれば、新しく植えてもそれは同じものではない。4 分の 3

がなくなりますと言われると、審査会で何をやっていたのかという無力感がある。

山口委員

移植する木は、てっきり工事の前に掘り出してどこかに保存して、工事が終わった後、移植するのかと思っていた。資料を見ると伐採の理由が、クレーン作業の範囲内にあるとか、すべて工事によるものになっているが、移植のタイミングはどのように計画していたのか。

事業者7

施工業者が移植をするということで考えていた。宮城県から医療センターに土地が引き渡される際には、木が残された状態であった。その後、施工業者が決まった段階で、樹木をどう取り扱うかを検討した。もちろん評価書をもとに仕様書をつくっているが、その後、落札されて施工業者が詳細な施工計画を策定していく中で切らざるを得ないという判断をされた。

西條委員

仮移植して、また戻す自信がないということなのか。

事業者7

確かに木が大きいことがある。

西條委員

保存しておく場所もないと。

事業者7

ないというところはある。

山口委員

移植にこだわるわけではないが、移植が面倒であるからとか、お金がかかるからといった理由で、とりあえず伐採して同じものを植えれば良いというように聞こえるが、そんなことはないか。

事業者7

決してそんなことはない。

西條委員

一般論として、保管しておく時期や場所の問題、もとに戻してもらちゃんと根づくか保証ができないという話は、現場でよくある。

持田会長

当時の審査で、一本一本詳しく調べてやったので、できることを無理してやると言って後でひっくり返るのはうまくない。この結果に私はショックを受けている。こういうことになるならもっと早い段階で実現可能性をじっくり議論すべきではなかったか。

山崎委員

アセスの段階では「こういうふうによくします」と言っておいて、實際になると「難しくてできません」というのがまかり通ってしまうのはどうしたものかと思う。やむを得ない事情だと思うので、今回は仕方ないが、心情としてこういうことは続いてほしくないと思っている。

持田会長

そのとおりである。アセスの段階で実現可能性みたいなことを我々ももう少し考えるべきなのかもしれない。

今回の説明でも、アセスの段階ではできると思ったが、事業者が決まって施工計画を考えたらダメでしたでは、アセスの段階では施工計画をまるで考えていませんでしたと言っていることになる。そうではなく、想定よりクレーンが大きかったとか、前も考えていたがやむを得ないということが分かるようなご説明があったほうがよかったです。

事業者7	そういうつもりではなかった。申し訳ありません。
西條委員	資料7の4ページ目の絵の中で赤い丸は何か。
事業者7	移植する計画であったが新植することに変更した箇所である。
西條委員	直接工事に関係のないようなエリアにも赤い丸がついているがなぜか。
事業者7	敷地北側の遊歩道の北側は可能な限り移植のままとしているが、クレーンを置く場所なりを踏まえたとき、遊歩道の南側は移植する場所がなかったので新植に変更している。
西條委員	もうちょっと点在させることはできないのか。
永幡委員	この図を見る限り、緑色は全て新しく植える木だから、この辺はそもそもだめである。
持田会長	それでは、ほかはよろしいか。この件については以上とする。 本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようご配慮をお願いする。
事務局	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の審査案件に対する追加意見 8月4日（木）夕方5時まで</li> <li>・次回審査会 平成28年9月2日（木）午後1時30分～ 予定案件 仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価方法書（事業内容 変更に伴う再手続版）（2回目）など</li> </ul>
事務局	【次第6 その他】 ・なし
事務局	【次第7 閉会】 《審査会終了》

平成28年9月7日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名